

ツバル (Tuvalu)

通 信

I 監督機関等

運輸・エネルギー・通信・イノベーション省

Ministry of Transport, Energy, Communication and Innovation

Tel.	+ 688 20055
URL	https://www.facebook.com/people/Ministry-of-Transport-Energy-Communication-and-Innovation/61560826422812/
所在地	Vaiaku, Funafuti, TUVALU
幹 部	Simon Kofe (大臣／Minister)

所掌事務

ツバルの通信行政は、運輸・エネルギー・通信・イノベーション省傘下の情報通信技術部（Department of Information Communication and Technology）が所掌している。国営の独占事業者であるツバル電気通信公社（Tuvalu Telecommunications Corporation : TTC）の事業を、設立根拠法に基づき監視することが主な業務である。

II 法令

ツバル電気通信公社法（Tuvalu Telecommunications Corporations Act）

1994 年 2 月に施行、2022 年に改正されている。国営独占事業者 TTC の設立根拠法であり、また、相互接続、周波数免許、電話番号付与、基準認証、サービス品質監視等について規定されている。2008 年より、補完法令として「電話規制（Telephone Regulations）」「電気通信（無線）規制（Telecommunications（Radio）Regulations）」が存在する。

III 政策動向

1 免許制度

「ツバル電気通信公社法」第 6 条 1 項には、同法に基づき TTC がツバル国内で電気通信システムを構築しサービスを提供する権限を有すると規定されている。

よって、TTC 自体は法定事業者であり、免許事業者ではない。

2 競争促進政策

市場自由化

2012 年の改正で「ツバル電気通信公社法」に追加された第 6 条 2 項では、大臣が TTC 以外の事業者に対して免許を交付することができると規定され、電気通信市場への競争事業者の参入が可能となった。ただし、ツバルではこれまで TTC 以外の電気通信事業者が存在したことはない。

3 ICT 政策

国際支援

2016 年 4 月、世界銀行からの総額 1,000 万 USD の資金援助により、電気通信及び ICT サービスへのアクセス改善を目指す「持続可能な開発のための国家戦略—2016～2020 年（National Strategy for Sustainable Development - 2016 to 2020、通称 TK III）が開始された。

更に、2019 年 1 月には「ツバル電気通信 ICT 開発プロジェクト（Tuvalu Telecommunications and ICT Development Project）」として、ツバルと世界銀行の新たな協力が開始された。この新たなプロジェクトでは、官民パートナーシップ（PPP）モデルを活用し、世界銀行から 2,900 万 USD の資金援助が提供され、接続性の向上とサービスの信頼性強化が図られる。また、同プロジェクトでは、将来的により高速で低コストのインターネット帯域幅を提供するための国際光ファイバ海底ケーブルへの投資が推進されることとなる。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

「ツバル電気通信公社法」第 38 条 2 項（g）が、運輸・エネルギー・通信・イノベーション省は「本法の下で認可された任意の電気通信システムに接続するための無線通信局及び機器に関する承認の発行、変更及び取消し」に関する規制を制定することができると定めている。

V 事業の現状

1 固定電話

TTC が国内唯一の固定電話提供事業者である。「ツバル電気通信公社法」の 2012 年改正により、TTC 以外の事業者が市場に参入することが、法令上は可能となったが、ツバルではこれまで TTC 以外の電気通信事業者が存在したことはない。

PSTN 回線による通話が大部分ではあるが、2022 年以降、IP 電話への移行が見られるようになった。

2 移動体通信

TTC が国内唯一の移動体通信事業者である。「ツバル電気通信公社法」の 2012 年改正により、TTC 以外の事業者が市場に参入することが、法令上は可能となったが、ツバルではこれまで TTC 以外の電気通信事業者が存在したことはない。

TTC は 2024 年 9 月現在、3G（900MHz 帯）及び 4G サービス（1.8GHz 帯）を提供している。2G サービスは 2009 年 11 月に終了している。

3 インターネット

TTC が国内唯一の固定ブロードバンド提供事業者である。「ツバル電気通信公社法」の 2012 年改正により、TTC 以外の事業者が市場に参入することが、法令上は可能となったが、ツバルではこれまで TTC 以外の電気通信事業者が存在したことはない。

TTC は DSL、固定無線アクセス（LTE を使用）、衛星接続の 3 種類のサービスを提供している。衛星接続の提供元として、2014 年 6 月に Kacific、2015 年 4 月に ABS、2022 年 5 月にユーテルサット（Eutelsat）との提携を開始している。

VI 運営体

ツバル電気通信公社（TTC）

Tuvalu Telecommunications Corporation

Tel.	+688 20005
URL	https://www.tuvalutelecom.tv/
所在地	Vaiaku, Funafuti, TUVALU
幹 部	Tenanoia Simona（最高経営責任者／CEO）

概要

1993 年に国営の法定独占事業者として設立された。「ツバル電気通信公社法」の 2012 年改正により法令上は独占が解消されたが、2024 年 9 月現在でもツバル唯一の電気通信事業者である。固定電話、移動体通信、インターネットのすべてで独占事業者であり、ツバル国内の島間通信は総じて TTC の衛星通信アンテナを経由している。

放 送

I 監督機関等

運輸・エネルギー・通信・イノベーション省

(通信／I の項参照)

II 法令

1 公共放送法 (Public Broadcasting Act)

2015 年 1 月に施行。公共放送であるツバル放送公社 (Tuvalu Broadcasting Corporation : TVBC) の設立根拠法であり、同社の事業内容、組織形態、資金調達等に関して規定している。

2 テレビジョン免許規制 (Television Licence Regulations)

「ツバル電気通信公社法」の補完規制令として発行した。テレビ放送免許について規定している。

III 政策動向

免許制度

「ツバル電気通信公社法」においては「電気通信システム」が、銅線や光ファイバ、衛星等の伝送の手段を問わず、「音声・音楽等の音源」や「視覚的イメージ」を伝送するシステムにも該当し、放送サービスも電気通信サービスに含まれる。免許権限は、「ツバル電気通信公社法」の補完規制令である「テレビジョン免許規制」に基づき TTC に与えられている。

「テレビジョン免許規制」第 4 条では「商用免許 (Commercial Licence)」「非商用免許 (Non Commercial Licence)」「一時仮免許 (Temporary provisional Licence)」の 3 種類が定義されている。免許期間は各年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間である。

「公共放送法」第 17 条は、TVBC に対して、最低でも五つの国際無料地上テレビ放送のチャンネルと二つの無料地上公共ラジオ放送のチャンネルを放送すると規定しているが、これらは法定事業であって免許事業ではない。ただし、TVBC がこれら以外のチャンネルで（商用、非商用問わず）放送を実施する場合には、上記の「テレビジョン免許規則」に従い免許を取得することが必要となる。

IV 事業の現状

1 ラジオ

TVBC が英語及びツバル語で 2 系統の FM ラジオ放送を実施している。

2 テレビ

ツバルには地上テレビ放送は存在していない。

3 衛星放送

フィジーの電気通信事業者ディジセル (Digicel) の衛星放送子会社スカイ・パシフィック (Sky Pacific) の各チャンネルが直接受信で視聴可能となっている。

スカイ・パシフィックの契約窓口及び衛星アンテナ等の機器販売は TTC が実施している。

V 運営体

ツバル放送公社 (TVBC)

Tuvalu Broadcasting Corporation

所在地	Vaiaku, Funafuti, Tuvalu
-----	--------------------------

概要

2015 年の「公共放送法」の施行とともに設立された公共放送事業者である。公共放送として「放送実践規範 (Code of Broadcasting Practice)」に従った放送を実施し、議会に対する説明責任を有する事業体である。財源は主に政府補助金と広告収入である。

電 波

I 監督機関等

運輸・エネルギー・通信・イノベーション省

(通信／I の項参照)

II 電波監理政策の動向

電波監理政策の概要

「ツバル電気通信公社法」の補完規制令「電気通信（無線）規制」第 3 条が、以下の無線局免許を指定している。免許期間は総じて 1 年間である。

- ・航空無線局免許 (Aircraft Station licence)
- ・船舶無線局免許 (Ship Station licence)
- ・アマチュア無線局免許 (Amateur Station licence)
- ・市民無線局免許 (Citizen Station Licence (国内において個人的な目的かつ無償で使用する無線局))
- ・緊急無線局免許 (Emergency Station Licence)
- ・その他無線局免許 (Miscellaneous Station licence)

また、同規則第 7 条は、すべての無線局は、国際的に承認された技術標準及び周波数割当に従ってのみ、運用されると規定している。